**平成２５年（フ）第１０６号**
堺市中区宮園町２番２―303号
債務者　出見　民子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第１８５号**
堺市堺区西永山園４番17号　ハイツリベールＡ―202号
債務者　依田　章宏
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第２０９号**
堺市中区八田北町965番地
債務者　嶋田　峰崇
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第２７８号**
堺市南区御池台１丁27番７―208号
債務者　谷村　信友
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第２８２号**
堺市堺区少林寺町西４丁１番29号
債務者　佐伯　　求
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第３０１号**
大阪府松原市北新町２丁目５番23号、前住所大阪府松原市天美東６丁目18番19号
債務者　田中　正幸
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第３０２号**
堺市堺区出島町４丁３番９―305号
債務者　相浦　一男
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第３１６号**
大阪府富田林市向陽台１丁目４番３号
債務者　奥野　聡一
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第５３号**
広島県安芸高田市吉田町吉田1464番地２　高島アパート
債務者　佐々木圭子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
広島地方裁判所三次支部

**平成２５年（フ）第７８号**
高知市朝倉己792番地９　コーポ小島Ⅱ―303
債務者　森　　精二
1　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２５年（フ）第１１８号**
東京都稲城市矢野口1813番地ソレアードＡ館201号
債務者　内田純一郎
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第１６９号**
横浜市鶴見区大東町11番地７
債務者　川村　早紀（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第４０１号**
横浜市神奈川区浦島丘４番地14　３―310
債務者　野村　律子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第４４３号**
神奈川県藤沢市宮原3188番地の１　ミヤハラハイツ211
債務者　岡垣久美子（旧姓起田）
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第４６４号**
横浜市鶴見区本町通４丁目175番地５　グリーンハイツ203号
債務者　長谷川秀仁
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第５３０号**
横浜市旭区今宿２丁目３番13号　ピアメゾン101号
債務者　竹下　和宏
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第５３８号**
横浜市旭区左近山448番地４　左近山団地８街区15棟303号
債務者　関根　芳行
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部